

# 衆議院環境委員会ニュース

平成 22.4.16 第 174 回国会第 8 号

4 月 16 日（金）第 8 回の委員会が開かれました。

## 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）

- ・小沢環境大臣、松下経済産業副大臣、田島環境副大臣、大谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成 - 民主、自民、公明、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 工藤仁美君（民主）

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が累次改正されても建設系廃棄物の不法投棄事案が減少しない理由は何か。
- ・環境省は、建設系廃棄物の適正処理の推進のため、元請業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、どのような周知啓発策を行ってきたのか。
- ・廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）及びこれができない場合の適正処分の取組推進を国民及び産業界に対し広く働きかけていく必要があると考えるが、大臣の所見を伺いたい。

### 森岡洋一郎君（民主）

- ・排出事業者に対し努力義務が課せられる産業廃棄物の処理状況の確認の方法等について、画一的基準を設ける必要があるのではないか。
- ・レアメタル等の確保に向けた政府の資源戦略を伺いたい。
- ・海外から輸入される廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）の輸入手続きの簡素化に向けて、環境省及び経済産業省が協力して取り組んでいく必要があると考えるが、環境大臣及び経済産業副大臣の見解を伺いたい。

### 吉泉秀男君（社民）

- ・廃棄物処理法の累次の改正による規制強化に伴う事業必要経費の増加で、廃棄物処理業者が厳しい経営状況にある現状を踏まえ、同法の見直しについてはその場限りの改正を重ねるのではなく、資源循環の在り方等という大局的観点から一度に行うべきではないか。
- ・都道府県等の財政難等により不法投棄等不適正処理事案に対し迅速かつ確に行政代執行ができない事情もあることから、国による財政等支援を強化する必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

- ・公共建造物の建設工事の入札において、元請業者が低い落札額でその工事を請け負うことにより、下請業者・孫請業者にしわ寄せが生じて不法投棄等事案が発生しうることから、工事の発注者に対しても建設工事に伴い発生する廃棄物の処理過程の確認等の責任を負わせるべきではないか。

### 近藤三津枝君（自民）

- ・国外廃棄物を輸入できる者について、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の最終報告書では、パブリックコメントの結果を踏まえて、自社等の国外廃棄物の処分を委託して行う者にも拡充すべきものとされた。しかし、この拡充について同委員会においてこれを懸念する意見も出された中では拙速な改正であり、また、この改正規定が悪用されて有害廃棄物のパーゼル条約違反の輸入につながるおそれがあるのではないか。
- ・不法投棄等事案の大部分を建設系廃棄物が占めている背景に、発注者の中には解体費用を抑えたい等の事情があるため、今後の法改正において排出事業者責任だけでなく発注者責任も盛り込んでいく必要があるのではないか。
- ・電子マニフェストには産業廃棄物の適正管理や減量化にもつながるメリットがあるため、次回の法改正では電子マニフェストを義務付けるべきと考えるが、大臣の所見を伺いたい。

### 江田康幸君（公明）

- ・本改正案において事前届出が義務付けられている「事業場の外」での保管とは、具体的にどのようなものを指すのか、また、この届出の対象となる保管場所の規模要件はどのようなものとなるのか。
- ・本改正案において、建設系廃棄物について原則として元請業者を一元的に排出事業者としているが、例外的に下請業者を排出事業者とする規定が置かれている。そこで、

この例外規定が悪用されて不適正処理が行われないよう、環境省が明確な解釈を示すべきと考えるが、大臣の所見を伺いたい。

- ・本改正案では、国外廃棄物を輸入できる者の範囲の拡充が図られており、同廃棄物の輸入量が今後増加すると予測されるが、アジア全体での3Rの構築及び日本国内にある環境関連産業の維持発展を図っていくことの重要性について、大臣の所見を伺いたい。